

監 発 第 6 3 号
令和 4 年 1 月 2 6 日

酒田市長 丸 山 至 様
酒田市議会議長 高 橋 千代夫 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農林水産部 農林水産課	11月30日	12月16日～ 1月21日	1月14日
農林水産部 農政課	11月30日	12月16日～ 1月21日	1月14日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、農政課については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。農林水産課については、特に文書により指摘すべき事項はなかった。

その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

注意事項

○予算の執行が計画的かつ効率的に行われていないもの

予算の科目区分を誤って執行しているもの

令和3年4月1日に、旧鳥海高原牧場の土地及び建物を貸し付ける市有財産賃貸借契約を次のとおり締結している。

(貸付物件)

酒田市草津字藤平台112-1ほか 土地 52,024㎡、 建物 14棟

(貸付期間)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(貸付料(年額))

土地貸付料 196,800円

建物貸付料 4,326,000円

合計 4,522,800円

令和3年4月1日付けで調定を起票し、財産貸付収入(17款1項1目)の普通財産土地貸付収入(1節)として全額納入されているが、建物貸付料(4,326,000円)については、普通財産建物貸付収入(2節)として収入するべきである。

予算の執行については、科目区分等を確認した上で適正に事務処理すること。

(参考)

令和2年度まで農政課で所管していた旧産直ららら(令和3年度から八幡総合支所所管)については、同様の市有財産賃貸借契約を締結し、土地貸付料については普通財産土地貸付収入として、建物貸付料については普通財産建物貸付収入としてそれぞれ収入している。

指摘事項

○補助金等交付事務手続が補助金等交付規則、要綱どおり行われていないもの

酒田市スマート農業推進事業費補助金の事業者選定にあたり、以下のとおりの不備が見受けられた。

・審査基準について

令和2年7月10日の決裁文書では、「企画提案書等を審査した結果、一定の評価基準を満たしているため」選定するとされているが、酒田市スマート農業推進事業に係る公募要領には、審査基準について明文化されておらず、令和2年4月1日で起案されている「公募要領の

策定について」でも審査基準については決裁されていない。

・評価基準について

評価基準として、審査項目と配点(200点満点)が記載されているが、満点以外の評点の仕方や、合格ラインを何点とするか等が明記されていない。

・審査内容について

審査結果の記載と決裁(審査員・得点数等)が全くなく、審査されていないまま選定・決定されている。

事業者の選定にあたっては、審査基準等を適切に定め、申請事項の調査及び審査を十分に行い、適正な事務手続きを行うこと。

注意事項

○補助金等交付事務手続きが補助金等交付規則、要綱どおり行われていないもの

酒田市スマート農業推進事業費補助金の公募要領8(3)で、審査結果は参加者に審査後通知する(令和2年7月10日(金)予定)とされているが、通知に関する決裁がないため、相手方に審査結果を通知していない。

また、市が選定結果通知を出していないにもかかわらず、令和2年7月13日に補助金交付申請書の提出があり、それを受けて令和2年7月15日で交付決定している。。

補助金等交付手続きにおいては、定められた補助金等交付規則、要綱、公募要領等に基づき適正に行うこと。